

畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準

	平成19年3月28日付け18農畜機第4545号
一部改正	平成20年12月26日付け20農畜機第3757号
一部改正	平成25年3月22日付け24農畜機第5240号
一部改正	平成26年3月28日付け25農畜機第5327号
一部改正	平成28年2月19日付け27農畜機第4988号
一部改正	平成30年12月28日付け30農畜機第5296号
一部改正	令和5年9月12日付け5農畜機第3926号
一部改正	令和6年9月4日付け6農畜機第3658号

補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号。以下「機構法施行規則」という。）第1条に規定する事業（機構法施行規則附則第3条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法施行規則（平成8年農林水産省令第49号）第1条に規定する事業（指定助成対象事業）を含む。以下「畜産業振興事業」と総称する。）の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）からの補助金の交付により事業実施主体等に造成した基金の管理に関し、この基準を定めるものとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する事項については、事業ごとに定める実施要綱及び実施要領等（以下「実施要綱等」という。）に定めるもののほか、この基準によるものとする。

1 本基準の対象

本基準は、畜産業振興事業の事業実施主体等（事業実施主体から機構補助金を受けて基金を造成し、畜産業振興事業を実施する者（以下「間接事業実施主体」という。）を含む。以下同じ。）が機構補助金を財源として保有している基金であって、2箇年度以上にわたり畜産業振興事業（以下「基金事業」という。）を実施していくためのものを対象とする。

2 定義

本基準における用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 基金事業

複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあ

あらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものであり、基金により実施している貸付事業、債務保証事業、利子補給事業、補助・補填事業及び調査等その他事業の各事業のことをいう。

(2) 資金事業

一つの基金事業において複数の事業を実施している場合において、各事業のことをいう。

(3) 取崩し型

基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態のことをいう。

(4) 回転型

貸付・リースなど、基金を繰り返し使用する運営形態のことをいう。

(5) 保有型

債務保証など、基金を保有することにより基金事業を実施する運営形態のことをいう。

(6) 運用型

基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態のことをいう。

3 基金事業の事業実施期間の設定

畜産業振興事業の事業実施期間（新規申請の受付を終了した後も既採択分の支出等の後年度負担が発生する事業（以下「後年度負担が発生する事業」という。）については、新規申請の受付を終了するまでの期間）は、これまで原則として10年を超えない範囲で設定されてきており、今後とも同様に実施要綱等に明記するものとする。

4 基金の保有に関する見直しの時期

(1) 基金を保有している事業実施主体等（以下「基金法人」という。）

は、毎年度、5及び6の基準に基づき、見直しを実施することとする。

(2) 基金法人のうち事業実施主体は、実施した見直しの概要について、別紙様式により機構に報告するとともに、ホームページへ掲載するなど、適切な手段により公表することとする。

(3) 基金法人のうち間接事業実施主体は、実施した見直しの概要について、別紙様式により事業実施主体に報告するとともに、ホー

ムページへ掲載するなど、適切な手段により公表することとする。  
なお、事業実施主体は、当該報告を機構に報告するとともに同様の公表を行うこととする。

(4) 機構は、(2) 及び(3) の報告を農林水産省に報告するとともに同様の公表を行うこととする。

## 5 基金の保有に関する基準

- (1) 基金事業の今後の見通し又はこれまでの実績から見て、基金の規模が過大となっていないか等の状況を客観的に把握するため、見直しの際に、基金法人は基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出することとする。
- (2) 基金の保有割合は、以下の例示を参考とし、合理的な事業見通し又は実績を用いて算出することとする。

### 【例示】

- ① 貸付事業（回転型）  
直近年度末の基金額 ÷（貸付残高 + 貸付見込額 - 回収見込額 + 管理費）
- ② 債務保証事業（保有型）  
直近年度末の基金額 × 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 ÷（債務保証残高 + 債務保証見込額 + 損失引当金等 + 管理費）
- ③ 利子補給事業（取崩し型）  
直近年度末の基金額 ÷（事業が完了するまでに要する利子補給額及び管理費）
- ④ 利子補給事業（運用型）  
基金の運用益見込額 ÷（利子補給見込額 + 管理費）
- ⑤ 補助・補填事業（取崩し型）  
直近年度末の基金額 ÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補填額及び管理費）
- ⑥ 補助・補填事業（運用型）  
基金の運用益見込額 ÷（補助・補填見込額 + 管理費）
- ⑦ 調査等その他事業（取崩し型）  
直近年度末の基金額 ÷（事業が完了するまでに必要となる事業費及び管理費）
- ⑧ 調査等その他事業（運用型）  
基金の運用益見込額 ÷（事業費所要見込額 + 管理費）

(3) また、一つの基金において、複数の基金事業を実施している場

合は、基金額、基金の運用益額、管理費等を事業実績比率等により按分するなど、合理的な方法を用いて基金事業ごとに基金の保有割合を算出することとする。

- (4) 基金法人のうち事業実施主体は、(2)及び(3)の算出方法(算式)(間接事業実施主体が保有する基金の保有割合の算出方法を含む。)を予め機構と協議することができる。
- (5) 基金法人のうち間接事業実施主体は、(2)及び(3)の算出方法(算式)を予め事業実施主体と協議することができる。
- (6) 基金法人は、保有割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値について、4の(2)又は(3)と同様に機構又は事業実施主体に報告し、公表することとする。なお、機構又は事業実施主体においても、4の(3)又は(4)と同様に公表を行うこととする。
- (7) 基金法人が行う基金の運用は、「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」(平成18年4月1日付け18農畜機第23号)によることとする。

## 6 使用見込みの低い基金に関する基準

- (1) 以下の基準に該当する基金(以下「使用見込みの低い基金」という。)を保有する基金法人は、定期的な見直しの際に、適切な規模への縮減又は廃止及びこれに伴う基金の財源となっている補助金等の機構又は事業実施主体への返納などについて検討し、基金の取扱方策を事業実施主体にあっては機構に、間接事業実施主体にあっては事業実施主体にそれぞれ報告することとする。(ただし、以下の①に該当する基金については、事業を終了した時点で、直ちに機構又は事業実施主体への返納等の検討に着手することとする。)

### 【基準】

- ① 事業を終了した基金(後年度負担が発生する事業においては、新規申請の受付を終了した基金とすることとする。)
- ② 基金事業の性質に鑑みて特段の事由がないにもかかわらず、事業実績がない基金
- ③ 基金造成時の事業目的がなくなった又は変更になったと判断した基金
- ④ 5の基準により算出した保有割合が「1」を大幅に上回っている基金
- ⑤ その他、使用見込みが低いと判断された基金

- (2) 事業実施主体が、(1)の報告を受けた場合、当該報告を機構

に報告することとする。

- (3) 機構は、(1) 及び(2) の報告を受け、当該報告を農林水産省に報告するとともに、実施要綱等の定めるところにより、計画の変更、基金の返還等を指導し、基金法人は、所要の手続きを行うこととする。
- (4) 基金法人は、(1) の検討の結果について、ホームページへ掲載するなど、適切な手段により公表することとし、機構も同様の公表を行うこととする。
- (5) 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討の結果、使用見込みのない基金として、基金法人が機構からの補助金等を機構又は事業実施主体に返納する場合、返納する額は、基金のうち機構補助金等相当額（運用により生じた果実を含む。）を上限とすることとする。

#### 7 基金の基本的事項の公表

基金法人は、基金の名称、法人名、基金額、基金のうち機構の補助金等相当額、基金事業の概要及び目標、基金事業を終了する時期、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、基金造成後速やかに公表することとする。

なお、既に設置されている基金については、見直しにあわせて、これらの基本的事項を公表することとする。また、機構においても同様の公表を行うこととする。

#### 8 その他

- (1) 機構は、上記の基準以外にも必要がある場合には、基金法人に対し指導を行うこととする。
- (2) 事業実施主体は、上記の基準以外にも必要がある場合には、間接事業実施主体に対し指導を行うこととする。

附 則（平成20年12月26日付け20農畜機第3757号）  
この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日付け24農畜機第5240号）  
この規程の改正は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成26年3月28日付け25農畜機第5327号）  
この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日付け 27 農畜機第 4988 号）  
この規程の改正は、平成 28 年 2 月 19 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日付け 30 農畜機第 5296 号）  
この規程の改正は、平成 30 年 12 月 30 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 12 日付け 5 農畜機第 3926 号）  
この規程の改正は、令和 5 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 4 日付け 6 農畜機第 3658 号）  
この規程の改正は、令和 6 年 9 月 4 日から施行する。

(別紙)

## 『畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準』に基づく報告・公表資料

## 1 基金の基本的事項（令和〇〇年度）

基金の名称	
法人名	
基金額（機構補助金等相当額）	千円（ 千円）（令和〇〇年〇月〇日現在）
基金事業の概要及び目標	
基金事業を終了する時期	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	

## 2 見直し結果（令和〇〇年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要		
基金事業実施時期		
収入・支出等 （令和〇〇年度実績）	①期首残高	千円
	②収入	千円
		合計
	③支出	千円
		合計
	④期末残高（①+②-③）	千円
交付決定等実績 （令和〇〇年度実績）	交付決定等件数	
	交付決定額等	
基金の保有割合		
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式）	
	（算出に用いた数値）	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
	〔有の場合〕基準6（1）の①～⑤のどれにあたるか記載 〔無の場合〕空欄	
	（保有割合が「1」を上回り、上記④で「無」とした場合、その根拠）	
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	
その他		